

給食費に係る副食費免除対象者の区分

所得階層 \ 多子区分	第 1 子	第 2 子	第 3 子
[1] 生活保護世帯・非課税世帯 及び市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	免除対象者 (免除額 3,300 円)		
[2] 市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯	対象外		免除対象者 (免除額 3,300 円)

備考

- ① 所得階層は、調整控除を除く各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除，配当控除，寄付金税額控除，外国税額控除，配当割額・株式等譲渡所得割額控除）による控除前の所得割課税額を用いて決定します。
- ② 4 月分から 8 月分までは前々年の 1 月から 12 月までの収入等に対する市町村民税額により，9 月分から翌年 3 月分までは前年の 1 月から 12 月までの収入等に対する市町村民税額により所得階層区分を判定して決定します。
- ③ 多子区分について（所得階層区分が [2] の場合）
同一世帯の満 3 歳から小学校 3 年生までの兄弟姉妹のうち，最年長の者を第 1 子とし，次年長の者を第 2 子とし，それ以降の者を第 3 子とします。